

食品の新たな機能性表示制度に係る
食品表示基準案
(パブリックコメント後修正)

平成26年11月
消費者庁食品表示企画課

食品の新たな機能性表示制度に係る 食品表示基準の策定について

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、消費者庁長官の下に「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を設置した。同検討会報告書(平成26年7月30日公表)において、表示事項や届出事項等、食品の新たな機能性表示制度の表示に係る基準については、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準に規定することが適当であるとされたところ。

【策定に係るスケジュール】

平成25年12月～平成26年7月	食品の新たな機能性表示制度に関する検討会開催(全8回)
平成26年8月	検討会における検討内容を踏まえた基準案の策定
平成26年8月～9月	パブリックコメント
平成26年10月31日	消費者委員会に諮問 (答申後、厚生労働省、農林水産省及び財務省と協議予定)
平成26年度中	結論・措置

パブリックコメントの概要

- ・意見募集期間:平成26年8月28日(木)～平成26年9月26日(金)
- ・意見提出方法:電子メール、郵送又はファックス
- ・寄せられた意見総数:1,024件

パブコメ案からの主な変更点①

1 定義(対象食品)(第二条第一項第十号)

<パブコメ案>

・特定保健用食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。



<修正案>(下線部追加・修正)

・特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。

【理由】

・特定保健用食品ではなく、特別用途食品とすべきであった箇所を修正。
・国ではなく企業等の責任において機能性の表示ができる機能性表示食品について、特別用途食品(特定保健用食品を含む)及び栄養機能食品と重複した表示を認めることは、消費者の食品選択に誤認を与える可能性がある。機能性表示食品の位置付けを明確にするため、機能性表示食品に特別用途食品及び栄養機能食品を含めないことを明記。

主なパブコメ意見

・栄養機能食品の位置付けが曖昧である。

パブコメ案からの主な変更点②

2 表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

1) 科学的根拠を有する機能性関与成分及び機能性

<パブコメ案>

- ・「科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該食品が有する機能性」を表示する。



<修正案>(下線部追加)

- ・「科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性」を表示する。

【理由】

- ・食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書において、科学的根拠を示す手段の一つである研究レビューにおいては、最終製品のみでなく機能性関与成分に関する文献を対象とすることも可能とすることが示されていることから、正確性を期すため修正。

主なパブコメ意見

- ・研究レビューについては最終製品に関する文献ではなく、機能性関与成分に関する文献を対象としたものが多数を占めるのではないか。

パブコメ案からの主な変更点③

2 表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

2) 栄養成分の量及び熱量

<パブコメ案>

・栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の一日当たりの摂取目安量当たりの含有量を表示する。



<修正案>(下記内容の追記)

・熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)以外の栄養成分を表示する場合は一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。

【理由】

・義務表示以外の栄養成分を表示する場合も同一の食品単位(一日当たりの摂取目安量当たり)で表示することが分かるようにする必要がある。

主なパブコメ意見

・ビタミン、ミネラル等についても同一の食品単位で表示することが分かるように規定すべき。

パブコメ案からの主な変更点④

2 表示事項(第十八条第二項)

2) 栄養成分の量及び熱量

<パブコメ案>

・機能性表示食品においては、合理的な推定により得られた値による栄養成分の量及び熱量の表示は認められない。



<修正案>

・生鮮食品の場合、合理的な推定により得られた値による表示を認めることとし、第十八条第二項の栄養成分の量及び熱量の項の下欄にその旨を追記した。

【理由】

・生鮮食品においても機能を表示する以上、栄養成分の量及び熱量の表示は必要だが、生鮮食品の場合、機能性関与成分の量に加えて、栄養成分の量及び熱量まで加工食品と同様に管理することは困難であるため、合理的な推定により得られた値による表示を可能とすることが適当。

※本修正に伴い、一般の生鮮食品に栄養強調表示を行う場合においても、栄養強調表示を行わない栄養成分及び熱量については合理的な推定により得られた値による表示を認めることとし、第二十一条の栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項を修正。

主なパブコメ意見

・生鮮食品の栄養成分の量及び熱量の表示については、表示を義務化しないことが望ましい。どうしても表示することが必要なのであれば、「合理的な推定により得られた値を表示することができる」としてほしい。

パブコメ案からの主な変更点⑤

2 表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

3) 食品関連事業者の連絡先

<パブコメ案>

・食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号又は電話番号の記載があるウェブサイトのアドレス(二次元コードその他これに代わるものを含む。)を表示する。



<修正案>(上記の下線部削除)

・食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。
(ウェブサイトのアドレス等を追加で表示することは差し支えない。)

【理由】

・製品に関する相談内容は多岐にわたることが想定され、事業者の回答を得るための情報としては電話番号が不可欠である。このため、容器包装への電話番号の表示を必須とするのが適当。

主なパブコメ意見

・より多くの消費者が利用可能な電話番号の記載を必須とし、ウェブサイトのアドレスや二次元コードは任意にするのがよい。

パブコメ案からの主な変更点⑥

2 表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

4)機能性及び安全性について、国による評価を受けたものではない旨

<パブコメ案>

「本品は、一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」との文言を表示する。



<修正案>(上記の下線部削除)

・「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」との文言を表示する。

【理由】

・本制度が特定保健用食品と異なり、個別審査を受けていないことを明示する必要性は高い。しかし、文章の短縮を求める意見、表示事項(文字数)が多すぎることはかえって分かりにくい表示となり、消費者の誤認を招くおそれもあるとの意見が多く出ていることを踏まえ、①特定の保健の目的が期待できる表示である旨、②消費者庁長官に届出された旨、③消費者庁長官による個別審査を受けていない旨等、必要最低限の事項の表示とすることが適当。

主なパブコメ意見

・義務表示事項が多すぎる。これほど多いと文字の羅列となり、消費者にとって分かりやすく誤解のない表示ではなくなってくる。

パブコメ案からの主な変更点⑦

2 表示事項(第三条第二項、第十八条第二項)

- 5) 疾病に罹患している者は医師に相談した上で摂取すべき旨
医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨

<パブコメ案>

- ・「疾病に罹患している場合は医師に相談の上、摂取してください。」「医薬品を服用している場合は、医師、薬剤師に相談の上、摂取してください。」の文言を表示する。



<修正案>(上記の2項目を統合)

- ・「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」の文言を表示する。

【理由】

- ・表示事項(文字数)が多すぎることはかえって分かりにくい表示となり、消費者の誤認を招くおそれもあるとの意見を踏まえ、修正。

主なパブコメ意見

- ・一つにまとめていただきたい。全体的に表示事項が多く、表示面積の少ない商品の場合は全ての表示を記載するのは困難である。

パブコメ案からの主な変更点⑧

3 省略規定(第三条第三項)

<パブコメ案>

- ・規定なし



<修正案>

- ・原材料名、添加物、内容量又は固形量及び内容総量、栄養成分の量及び熱量について「機能性表示食品を除く」旨を追記する。

【理由】

- ・機能性を標榜する食品であり、安全性確保の観点等から省略規定を適切に設定する必要がある。そのため、特定保健用食品で必須表示事項としている項目については必須項目とした。

主なパブコメ意見

- ・機能性を標榜する食品については、こういった免除規定は設けるべきではない。

パブコメ案からの主な変更点⑨

4 表示禁止事項(第九条、第二十三条)

＜パブコメ案＞

表示禁止事項

- 1) 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
- 2) 機能性関与成分以外の成分を強調する用語
- 3) 消費者庁長官の評価、許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語
- 4) 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語(一般用加工食品のみ)



＜修正案＞ ※1)及び3)については、パブコメ案のとおり

- ・ 第九条及び第二十三条について、「2)機能性関与成分以外の成分(別表第九の栄養成分及び熱量の欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語」とする。(下線部追記)
- ・ 第二十三条に「4)別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語」を追記する。

【理由】

- 2) 別表第九の栄養成分及び熱量が機能性関与成分に該当しないことを分かりやすくするため。
- 4) 本制度では、食事摂取基準に基準値が設定されている成分を対象外とすることとしているため、一般用生鮮食品についても一般用加工食品と同様に、別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を表示することを禁止する旨を追記。

主なパブコメ意見

- ・ 「機能性関与成分以外の成分」については、栄養成分等まで読めるような条文にすべき。
- ・ 一般用生鮮食品についても一般的加工食品と同様、「別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語」の表示について禁止すべき。